

～凍結胚の保存延長・廃棄について～

凍結保存胚は1年毎に手続きが必要です。

保存延長(保険 or 自費)か廃棄か決められた上で凍結期限日の1-2カ月前までに当院へご連絡ください。
手続き期間についてお電話でお伝えします。

お電話受付時間：9-11時あるいは15-17時の診察日

※保存期限を **1カ月**以上過ぎても提出がない場合は、保存更新の意思がなく保存胚の所有権を放棄したものとみなし、保存胚の処分権は当院に帰属し、**廃棄します**。その後、**異議申し立ては一切受け付けません**。

申請書の入手方法

当院ホームページより

「凍結胚精子関連書類」→「凍結胚について」→必要な同意書をダウンロードして印刷

手続き方法

2枚目に記載があります。必ずご確認ください。

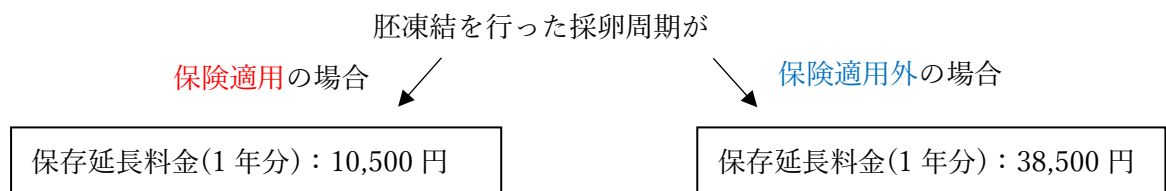
保存延長の費用について

保存延長の場合の1年間の胚凍結保存維持管理料のみの費用は、

保険適用の場合 → 10,500 円 (35,000 円の3割負担の金額)

保険適用外の場合 → 38,500 円

となります。



※43歳を超えての保存延長の場合、**保険適用外**となります。

※妊娠など治療を中断している場合、**保険適用外**となります。

※保険での治療回数終了している場合、**保険適用外**となります。

◎延長の場合 持参されるか郵送かになります（保険での延長の方は必ずご来院して手続き）

〈当院受付にて提出〉

- ☐ 記入済の「凍結胚保存延長同意書」
- ☐ 保険証
- ☐ 胚凍結保存維持管理料 1 年分
- ☐ 診察券

をお持ちの上、診察時間内にお越しいただき、
受付してください。

※保険適用の方は必ず当院でご提出いただき、
医師の診察があります。（郵送不可）

〈郵送にて提出〉

- ☐ 記入済の「凍結胚保存延長同意書」
 - ☐ 胚凍結保存維持管理料 1 年分
 - ☐ 振込の際の振込用紙・明細票などの原本またはコピー
（※手続きに必要です。必ず同封ください）
 - ☐ 110 円切手を貼った返信用封筒
（同意書のコピーや領収書を郵送するため）
- 上記を同封し、封筒の表面に「申請書在中」と記載して
当院まで郵送してください

〈振込用紙・明細票に関して〉

インターネットバンキングで振り込みをして
いただいた方は、スクリーンショットの
印刷など振り込んでいただいたことが分か
るものを同封してください。

〈振込先〉

銀行名：中国銀行 福山南支店（店番号：323）
口座番号：普通 1690408
口座名義：医療法人 雄社会 理事長
吉田 壮一
（イリョウハウジン ユウソウカイ
リジチョウ ヨシダ ソウイチ）

※振込みに関する手数料は別途患者様負担となります。

◎廃棄の場合 ※**凍結期限日までに必ず手続きが必要です**

〈当院受付にて提出〉

- ☐ 記入済の「凍結胚廃棄同意書」
- をお持ちの上、診察時間内にお越しいただき、
受付してください。

※廃棄同意書を提出された時点で廃棄します。
※廃棄施行の連絡は基本いたしません。
※全ての凍結日を記入してください。

〈郵送にて提出〉

- ☐ 記入済の「凍結胚廃棄同意書」※すべての凍結日を記入
 - ☐ 110 円切手を貼った返信用封筒
（同意書のコピーを郵送するため）
- 上記を同封し、封筒の表面に「申請書在中」と記載して
当院まで郵送してください。
※返信用封筒が入っていない場合、同意書のコピーの郵
送不要の意向とみなし、コピーは郵送いたしません。

◎注意事項

- ・同意書に記入漏れのあるものは受理できません。
- ・ご自身が保険適用か適用外かはご自身で把握してください。
凍結期限日の 1,2 カ月前までにお二人でどうされるか決められた上で当院にご連絡ください。
お電話受付時間：9-11 時あるいは 15-17 時の診察日